

発 議 書

次の条例案を提出する。

呉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年12月9日

提 出 者

呉市議会議員

中	田	光	政
小	田	晃	士朗
橋	口		晶
福	永	高	美
定	森	健	次朗
岡	崎	源	太朗
森	本	茂	樹

呉市議会議長 北 川 一 清 様

呉市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
呉市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市議会議員定数条例の一部を改正する条例
呉市議会議員定数条例（平成12年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>32人</u> とする。	呉市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>30人</u> とする。

付 則

（施行期日）

- この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、令和5年5月1日から施行する。

（呉市議会委員会条例の一部改正）

- 呉市議会委員会条例（昭和31年呉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3）文教企業委員会 <u>8人</u> 文化スポーツ部の所管に属する事項 上下水道局の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 （4）産業建設委員会 <u>8人</u> 産業部、都市部及び土木部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項	（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3）文教企業委員会 <u>7人</u> 文化スポーツ部の所管に属する事項 上下水道局の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 （4）産業建設委員会 <u>7人</u> 産業部、都市部及び土木部の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項

（提案理由）

昨今の社会経済状況等を鑑み、市民に真に必要とされる議会に変革していくため、この条例案を提出する。